

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は17万4,000円、同年12月15日は24万1,000円、16年8月11日は17万5,000円、同年12月10日は24万5,000円、19年3月16日は17万6,000円、同年8月13日は17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成19年3月16日
⑥ 平成19年8月13日

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所から平成15年8月、同年12月、16年8月、同年12月、19年3月及び同年8月に支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月20日は17万4,000円、同年12月

15日は24万1,000円、16年8月11日は17万5,000円、同年12月10日は24万5,000円、19年3月16日は17万6,000円及び同年8月13日は17万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月30日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は16万6,000円、同年12月15日は24万円、16年8月11日は16万7,000円、同年12月10日は24万1,000円、19年3月16日は16万8,000円、同年8月13日は16万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成19年3月16日
⑥ 平成19年8月13日

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所から平成15年8月、同年12月、16年8月、同年12月、19年3月及び同年8月に支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月20日は16万6,000円、同年12月

15日は24万円、16年8月11日は16万7,000円、同年12月10日は24万1,000円、19年3月16日は16万8,000円、同年8月13日は16万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月30日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は15万円、同年12月15日は22万円、16年8月11日は16万3,000円、同年12月10日は24万円、19年3月16日は16万4,000円、同年8月13日は16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成19年3月16日
⑥ 平成19年8月13日

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所から平成15年8月、同年12月、16年8月、同年12月、19年3月及び同年8月に支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月20日は15万円、同年12月15日は

22万円、16年8月11日は16万3,000円、同年12月10日は24万円、19年3月16日は16万4,000円、同年8月13日は16万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月30日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月20日は16万4,000円、同年12月15日は23万1,000円、16年8月11日は16万5,000円、同年12月10日は23万2,000円、19年3月16日は16万6,000円、同年8月13日は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月11日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成19年3月16日
⑥ 平成19年8月13日

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所から平成15年8月、同年12月、16年8月、同年12月、19年3月及び同年8月に支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された源泉徴収簿及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成15年8月20日は16万4,000円、同年12月

15日は23万1,000円、16年8月11日は16万5,000円、同年12月10日は23万2,000円、19年3月16日は16万6,000円、同年8月13日は16万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月30日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島国民年金 事案498

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、父に頼まれ、それまで通っていた専門学校を退学し、家業を手伝うようになった。

結婚するまでの間の保険料は父が納付してくれていたという話を妻が聞いており、私同様、家業についていた長兄の国民年金保険料はすべて納付されているにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされていることに納得できない。

調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の長兄の妻と連番で昭和47年11月11日から48年4月16日までの間に払い出されたことが確認できることから、当該時点において、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができず、長兄の妻も、昭和48年3月以前の期間は未納となっている上、結婚後(昭和48年5月婚姻)に申立人の保険料納付を行っていたとする申立人の妻は、「結婚後の保険料は夫婦の収入で納付するようにしたが、夫の保険料について過年度納付又は特例納付を行った記憶は無い。」と供述している。

さらに、A市区町村が保管するB地区収納台帳(昭和42年度～48年度)において、昭和46年度以前の収納台帳に申立人等の氏名は見当たらない上

申立人及び申立人の長兄の妻の氏名等が確認できるのは昭和47年度分以降である（納付を示す印が押されているのは48年度以降）など、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から平成7年8月までの期間、同年11月から9年9月までの期間及び同年12月から10年12月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から平成7年8月まで
② 平成7年11月から9年9月まで
③ 平成9年12月から10年12月まで

申立期間当時、私の国民年金保険料については、私の妻が、自宅に集金に来てくれたA市区町村職員を通じて納付したり、銀行口座引き落としなどにより納付していた。

申立期間については付加保険料も納付したが、定額保険料のみ納付した記録となっており納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B金融機関C支店の申立人及びその妻名義の口座の取引履歴、申立人に係る国民年金被保険者名簿等を確認したところ、i) 申立期間①については、当該期間のうち、昭和62年4月から63年4月までの期間及び同年6月から平成7年8月までの期間の保険料に係る口座振替記録が確認できたが、すべて定額保険料額であることが確認できるとともに、昭和63年5月分の保険料については、平成元年9月18日付けで、定額保険料が過年度納付されていることが確認できること、ii) 申立期間②については、当該期間のうち、平成8年2月から9年9月までの期間の保険料に係る口座振替記録が確認できたが、すべて定額保険料額であることが確認できるとともに、申立人が7年9月1日付けで厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、当初、口座振替により納付された同年9月分の定額保険料が還付され、同年11月分の保険料へ充当されていることが確認できること、iii) 申立期間③については、当該期間のうち、平成10年3月から同年12月までの口座振

替記録が確認できたが、すべて定額保険料額であることが確認できるとともに、申立人が9年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、当初、口座振替により納付された同年10月分の定額保険料が還付され、同年12月分の保険料へ充当されていることが確認できることなど、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、オンライン記録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿等において、申立期間に係る付加保険料の申出等が行われた形跡は確認できないなど、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案357

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から45年1月26日まで

昭和44年4月に、A社B支店に臨時職員として入社し、入社から3か月から4か月後に正社員に登用され、平成18年6月に会社が倒産するまでの期間において、ずっと同社で継続して勤務していた。同社の勤務期間において、他の支店及び工場へ転勤した事実も無い。申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間の前後を通じて継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られない上、当時の同僚が保管する申立事業所の社員名簿（昭和55年発行）において、申立人の入社年月日は45年1月26日と記載されていることが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和44年4月1日資格取得、同年8月1日資格喪失）において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことを示す「喪失」の印が確認できる上、昭和44年8月13日に健康保険被保険者証が返納されていることも確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和45年1月26日資格取得）において、申立人は、同一記号番号で新たに厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、昭和44年4月1日から45年1月26日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した健康保険番号の記録に欠番は無い。

加えて、オンライン記録から、申立事業所は平成18年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、人事記録等を確認すること

ができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月25日から平成2年2月1日まで
私は、昭和58年11月25日にA社を設立したが、設立と同時に自社で厚生年金保険に加入した。

申立期間当時、B病院で入院等治療を受け、その際も、自社の社会保険（健康保険被保険者証）を利用したが、申立期間の厚生年金記録が無く納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所名簿において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは平成2年2月1日であることは確認できるが、申立期間当時、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた事実は確認できない。

また、オンライン記録及び商業登記簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成2年2月1日付けで、代表取締役であった申立人のほか、申立期間当時の役員二人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該役員へ照会したが、申立期間当時の申立事業所における従業員数、従業員に係る厚生年金保険料控除等に係る具体的な記憶は無いことなど、申立期間当時、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当し、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、B病院で入院等治療を受け、その際、自社の社会保険（健康保険被保険者証）を利用した。」と主張しているところ、同病院に照会しても、「申立人の当時のカルテは既に廃棄しており、加療当時の加入健康保険の種別も不明である。」と回答するなど、申立内容を

確認できる資料等は得られず、C国民健康保険組合及びD市区町村にも照会したが、いずれも保存期限経過のため関連資料が廃棄されているため、申立期間当時におけるC国民健康保険組合及び国民健康保険に係る加入記録をいずれも確認することができないことなど、申立期間当時の申立人の社会保険への加入状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時代表取締役であった申立人から社会保険事務所(当時)に対して、申立期間に行われるべき申立事業所に係る厚生年金保険の新規適用事業所の届出及び申立人等に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届、並びに75月と長期間にわたる申立期間における複数回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定等が行われたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録していないとは考え難い上、さかのぼって記録の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月21日から34年6月30日まで
申立期間当時、私は、A市区町村にあったB社で運転手として勤務した。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A市区町村にあったB社で勤務していた。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険事業所名簿から、B社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、B社はC社の資材を運搬していた。」と供述しているところ、C社は、「当時の資料が保管されていないため、B社について確認することができない。」としている上、商業登記簿から、A市区町村においてB社について確認することができず、D商工会議所E・F・G支部に照会するも、申立期間当時の状況を知る者がいないことから、申立事業所を特定することができない。

さらに、申立人は事業主や同僚などの氏名等を記憶していないため、これらの者に照会することができないことから、申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

なお、申立人に申立期間当時の事情を聴取したところ、勤務期間、厚生年金保険料の控除、健康保険証あいまいの交付等についての記憶は曖昧であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年3月まで
申立期間については、A社でトラックの運転手として勤務していた。
厚生年金保険についても加入していたはずであり、調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に申立人に係る人事記録等の関係資料は保管されておらず、当時の総務担当者及び厚生年金保険の手続等を委託していた社会保険労務士も既に死亡していることなどから、申立人の当時の厚生年金保険料の控除等に係る状況が確認できない。

また、申立人の当時の同僚で現在の事業主は、「申立期間当時、試用期間を設けて一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる場合や本人の希望に応じて加入させていたことがあったと記憶しており、入社と同時に社員全員を厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険に加入させる前に、給与から厚生年金保険料を控除していたことも考えられない。」と供述しているとともに、申立期間当時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者及び申立人が名前を記憶する者16人に文書照会等を行ったところ、i) 同僚一人は、「自分は入社と同時に厚生年金保険には加入しなかった。また、当時、試用期間があったと記憶している。」と供述していること、ii) 同僚4人については、当該同僚らが記憶する申立事業所への入社時期から相当期間を経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることなどから判断すると、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社

と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間を含む昭和60年8月1日から63年8月15日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。